

2008年5月16日

企業会計基準委員会御中

東京ガス株式会社
経 理 部 決 算 G
中 野 雅 史

企業会計基準公開草案第24号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）（案）』へのコメント

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃の貴委員会の活動にこころより敬意を表します。また、3月21日に公表されました公開草案に対しまして、コメントさせていただく機会を設けていただき感謝いたします。早速ながら、実務上の懸念事項についてコメントさせていただきますので、今後の審議においてご検討いただければ幸甚に存じます。

敬 白

【コメント】 今回の改正への対応としての数理計算上の差異の処理年数の変更に関して

今回の改正により、割引率がおおむね5年以内の債券の利回りの変動を考慮した決定から期末一時点の市場利回りに変更されるため、数理計算上の差異が大きく変動し、財務諸表が金利の変動による影響を大きく受けることが予想されます。

特に、今回の改正の適用初年度における影響については、改正案第16項が想定しているとおり数理計算上の差異の処理年数を1年として翌期に全額費用処理している企業については甚大なものになります。

たとえば、退職給付債務の10%以上の変動で割引率を見直すという重要性基準の許容範囲を超えて金利が大きく変動した場合は、財務諸表に与えるインパクトが財務諸表作成者側の想定を超えてきわめて大きくなります。このような財務諸表に与えるインパクトは財務諸表作成者側にとって数理計算上の差異の処理年数の決定を行う際に予測不可能なものであり、たとえ注記があったとしても財務体質の健全性に関する財務諸表利用者の判断をミス・リードすることにつながりかねません。

したがって、このような財務諸表作成者に対しては、今回の改正への実務上の対応として、①財政状態に関する財務諸表利用者の判断を誤らせないことや②将来収益予測のための損益情報の有用性の確保等の理由により数理計算上の差異の処理年数もあわせて変更することは「数理計算上の差異の処理年数を変更することの合理的な変更理由に該当する」^(注)等の財務諸表作成者への何らかのご配慮をご検討いただけるようお願い申し上げます。

(注) 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(第29項および第30項) および日本公認会計士協会「退職給付会計における未認識項目の費用処理年数の変更について」(リサーチ・センター審理情報No. 18, 平成14年10月8日) の変更理由に該当するという会計基準変更に伴う激変緩和措置などの検討です。